

耐震化事業の進め方（フローチャート）

Step 1 ** 耐震診断を必要とする建物 **

- ①旧耐震基準で設計された建物
- ②建築確認申請受付が昭和56年6月1日以前の建物
- ③非木造の建物
- ④2階以上または延べ床面積200㎡以上の建物
- ⑤渡り廊下、物置は対象外



Step 2 ** 耐震化優先度調査 ** H15～16年度

- ①耐震診断等を行う優先度ランクをつけるための調査
- ②ランクの数値が小さいほど優先度が高い



Step 3 ** 第2次耐震診断の実施 ** H20年度

- ①建物のねばり強さ、コンクリート強度、形状及び経年劣化等の要因により対象建物の耐震性能を詳細に評価します。
- ②この診断により判定された構造耐震指標（I_s値）に基づく緊急性や、施設の規模等を考慮し順次、補強計画、補強設計、補強工事へと進めます。

I_s値が0.7以上の建

Step 4 ** 補強不要 **

地震に対して所定の強さ、安全性が保たれているので、補強工事は不要です。



I_s値が0.7未満の建物

H21～23年度まで実施完了



Step 4 ** 耐震補強計画、設計の実施 **

第2次耐震診断の結果を基に補強計画の検討を行い、補強後のI_s値が0.7以上になるよう実施設計を行います。

H24年度で実施完了予定



Step 5 ** 耐震補強工事の実施 **

補強計画、設計に基づいて補強工事を進め、所定の工事目的物を完成させます。